

富士吉田市文 富士吉田市小・中学校親

ふじやだ

第119号

議会だより

<http://gikai.city.fujiyoshida.yamanashi.jp/>



富士吉田市小・中学校親善音楽会
～ふじさんホール

9月定例会

平成23年度決算を認定

一般会計歳出総額は

183億

6804万4474円

平成24年9月定例会は、9月7日開会され、26日間の会期を終えて、10月2日に閉会しました。

この定例会では、審議に先立ち、決算特別委員会の委員を選任、委員会が構成されました。

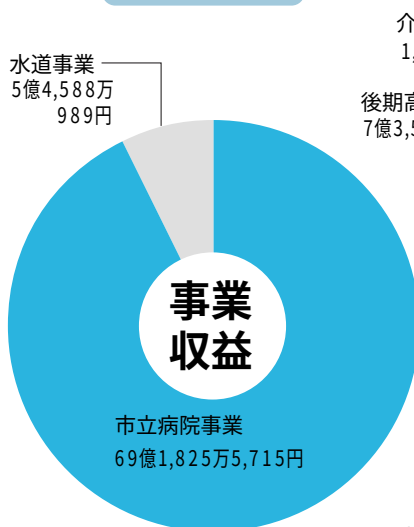
議案は、平成23年度一般会計及び特別会計歳入歳出、市立病院事業会計、水道事業会計の3件の決算認定のほか、一般会計継続費精算報告書など報告7件をはじめ、一般会計補正予算（第3号）など補正予算2件、富士吉田市職員の勤務時間・休暇等に関する条例など条例の一部改正6件、富士吉田市老人医療費助成金支給条例の廃止1件、市道の廃止など5件、合計24件の市長提出議案に加え、議員辞職勧告決議1件（議員提案）の合計25件を、すべて認定、可決しました。

また、広域行政事務組合議会議員の補欠選挙が行われました。

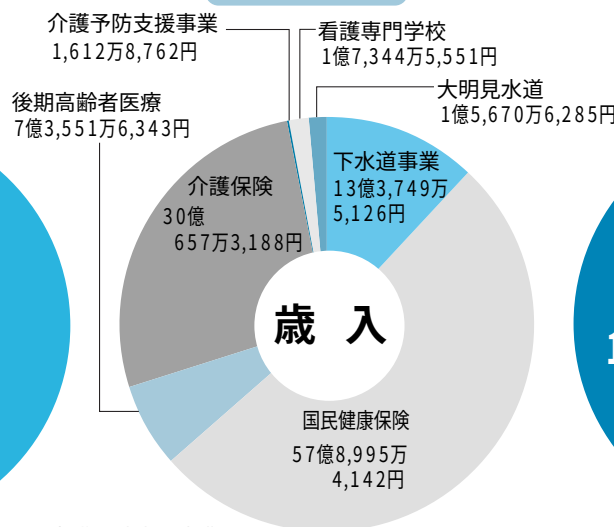
なお、市政に対する一般質問は、6人の議員が行いました。

決算報告

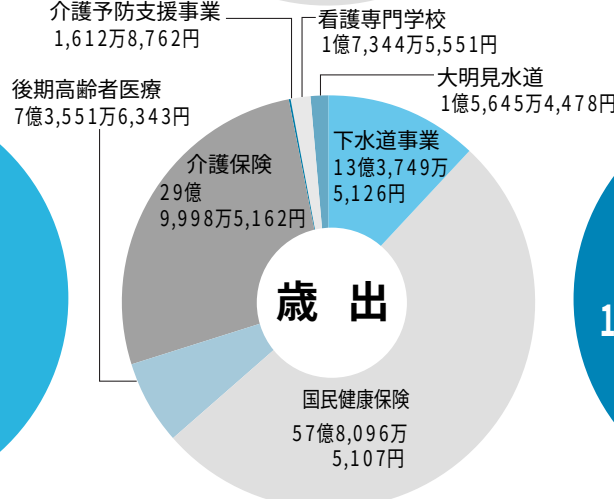
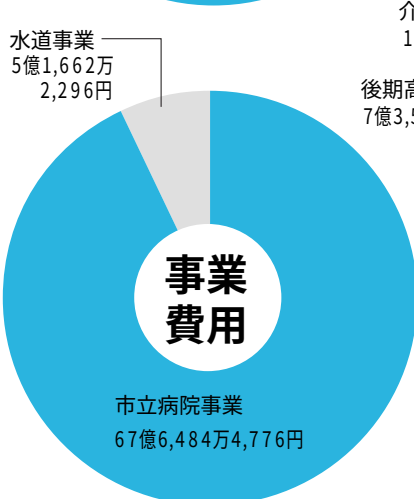
事業会計



特別会計



一般会計



委員会の審査から

- 決算特別委員会
- 総務経済委員会
- 文教厚生委員会
- 建設水道委員会

決算特別委員会

平成23年度富士吉田市一般会計及び特別会計歳入歳出決算、市立病院事業会計決算、水道事業会計決算を審査するにあたり、次の10名の議員で構成される決算特別委員会が設置され、審査が行われました。

委員長 渡辺 忠義
副委員長 前田 厚子
委員 渡辺 嘉男
宮下 正男
渡辺 利彦
及川 三郎
横山 勇志
佐藤 秀明
渡辺 貞治
勝俣 大紀

審査にあたり、提出のあった予算の執行実績及び主要施策の成果報告書を参考として、予算が公正・適法かつ能率的、合理的に執行されているかどうか、その結果どのような行政効果をあげたか、また、その施策が住民福祉の向上に適合したものであったかどうか、財政事情についてはどうであったかなどを重点に詳細

に審査いたしました。

●一般会計決算認定

平成23年度の一般会計決算は、予算現額200億9596万5100円に対し、収入済額194億617万24円、支出済額は183億6804万4474円で、歳入歳出差引額は、10億3812万5550円となり、継続費通次繰越額及び繰越明許費繰越額1億7634万8376円を差し引くと、実質収支額は8億6177万7174円となっており、前年度に比較して2億4180万9864円の増となっております。

実質収支額のうち、4億4千万円は財政調整基金へ積立て、4億2177万7174円が翌年度へ繰り越されております。

なお、歳入の審査の中で、都市計画税については、納税通知書に課税内容がもっとわかりやすい表記にしてほしいとの要望がありました。

市税の滞納分については、山梨県地方税滞納整理推進機構と連携し、収納率向上を図るとともに、一方では法人税が増えるような経済環境の整備を進めてほしいとの要望がありました。

市営住宅の家賃滞納問題については、滞納者の居住実態調査をしっかりと行い、早い段階での指導を徹底してほしい。また、入居待ちの人達のためにも高額な滞納者への対策として退去を求める場合等のルール作りを検討してほしいとの要望がありました。

市民ふれあいセンターについて、使用料の増収を目的に、もっと市民に開放できるような環境づくりをしてほしいとの要望がありました。

歳出の審査の中では、慶応義塾連携事業における地下水の調査に関して、市民の関心も非常に高いことから、調査結果等については公表してほしいとの要望がありました。

収納システム導入に向けた口座登録情報等整理事業で臨時職員を雇用したが、個人情報保護の観点からは今後慎重な体制づくりを

徹底してほしいとの要望がありました。

保育園の臨時職員の賃金について、同じ資格を有している、同じ仕事をしているにも関わらず、正職員との格差が大きいので、賃金を上げるような制度改正を考えてほしいとの要望がありました。

生活習慣病健診においては、39歳以下の市民に対し、啓蒙活動を強化してほしいとの要望がありました。

鳥獣対策において、猟友会との連携を深め、今後より一層の努力をお願いしたい旨の要望がありました。

下吉田街なか拠点事業について、市民にもっとPRし、利用促進を図ってほしいとの要望がありました。

観光宣伝・観光客誘致に

関し、最近の国際情勢を見て、対中国人向けの観光施策にあまり比重を置く必要はないという意見がある一方で、あまり偏った考えではなく臨機応変に対応すべきであるとの意見がありました。

新倉山浅間公園について、観光シーズンには大型バスが付近のお寺の駐車場に無断駐車をしている状況で

あることから、事前にお寺へ事情説明をしてほしいとの要望がありました。

学校訪問アドバイザー事業について、不登校児童に対し今後も十分なケアをお願いし、今以上の成果を上げてほしいとの要望がありました。

図書館について、利用者へのサービス向上を図るためにも司書の資格を持った正職員の配置をしてほしいとの要望がありました。

実質収支比率について、適正な値を維持できるように今後も健全な運営をしてほしいとの要望がありました。

●特別会計決算認定

下水道事業、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、介護予防支援事業、看護専門学校、大明見水道の合計7特別会計決算審査は、関係法令に従い、能率的、合理的に予算が執行されているかどうか主眼に審査が行われ、それぞれ認定すべきものと決しました。

なお、審査の中で、下水道事業特別会計については、市民に対するサービスが低下することなく債務を減らしてほしいとの要望

がありました。

国民健康保険特別会計については、収入未済額に關し今後もしっかりと収納対策に取り組んでほしいとの要望がありました。

第三者納付金について、内容の精査は連合会へ委託しているとのことだが、今後は市としてもチェック機能を有するような体制づくりを検討してほしいとの要望がありました。

総括質疑の中で、医療費の中学生までの窓口無料化は子育て支援という観点からは非常に良い制度だと思うが、その一方、国保財政に負担も掛かることから、今後もその方策について調査研究を重ねてほしいとの要望がありました。

介護保険特別会計については、介護認定審査の際、本人ばかりでなく、介護する立場の人の意見も反映させるなどよりよい方向へ進めてもらいたいとの要望がありました。

●市立病院事業会計決算認定
審査にあたっては、予算執行の実績を示す決算報告書等の関係諸表を参考として、病院事業が地方公営企

業の關係法規に従い、経済的かつ合理的に執行されているかどうかを主眼として審査しました。

その結果、当年度の収益的収入及び支出では、事業収益69億1825万5715円、事業費用67億6484万4776円で、消費税の影響を除くと6562万8517円の当年度純利益が計上され、前年度との対比では、収益が約3%、1億9971万8414円の増、費用で2.6%、1億6912万3534円の増となつております。

また、資本的収入及び支出では、収入額3億2460万8千円、支出額4億1044万2429円で収支不足額8583万4429円は、過年度分損益勘定留保資金、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しております。

自治体病院を取り巻く環境が大きな変革期に直面する中、良質な地域医療の確保と抜本的な経営改革が求められ、「地域医療をいかに提供していくか」が重要な課題となっており、医療に対するニーズはますます高度化かつ多様化している

。このような状況下で、これらのニーズに迅速かつ的確に対応し、救急医療や高度医療などの不採算部門も担う中で、2次医療機関として、また富士・東部地域の中核病院として、その使命と役割を果たしており、原案のとおり認定すべきものと決しました。

なお、審査の中で、リニアックの導入によりがん治療の充実が図られ、患者数・医療収益が増加したことから、今後も継続して医療サービスの充実に向けてほしいとの要望がありました。

●水道事業会計決算認定
審査にあたっては、事業業務が経済的かつ合理的に執行されているかどうかを主眼として審査しました。

その結果、当年度の収益的収入及び支出では、事業収益5億4588万989円、事業費用5億1662万2296円で、消費税の影響を除くと2095万8500円の当年度純利益となっており、前年度に比べ収益が3.8%、1912万1221円の増、費用で1.3%、648万9496円

の増となつております。また、資本的収入及び支出では、収入額3億5043万9245円、支出額5億5528万4111円で、収支不足額2億484万4866円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金で補填しております。

の増となつております。

また、資本的収入及び支出では、収入額3億5043万9245円、支出額5億5528万4111円で、収支不足額2億484万4866円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金で補填しております。

飲料水の安定供給と有効率の向上を図るに、

総務経済委員会

●審議案件

①議案第五十三号

富士吉田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

②議案第五十四号

富士吉田市税条例の一部改正について

③議案第五十五号

富士吉田市小口資金融資条例の一部改正について

④議案第六十四号

平成24年度富士吉田市一般会計補正予算(第三号)

●審議結果

①本案は、「富士吉田市職

事業による、または民生安定事業の補助金を受けての給配水施設の整備を積極的に行っており、原案のとおり認定すべきものと決しました。

なお、審査の中で、水道料金について、設備投資に費用が掛かることはわかるが、できるだけ市民に負担がかからないような方策で今後の事業を進めてほしいとの要望がありました。

てほしいとの要望がありました。

②本案は、「富士吉田市税条例」の一部改正でありまして、「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律」の施行に伴い、固定資産税の課税標準の特例割合を定めるため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

③本案は、「富士吉田市小口資金融資条例」の一部改正でありまして、設備資金の融資限度額等の緩和を行い、より利用しやすい制度に見直すことに伴い、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

④本案は、平成24年度富士吉田市一般会計補正予算第3号でありまして、今回、歳入歳出にそれぞれ1億6269万2千円を追加し、総額を186億6175万4千円とするものであります。

歳入では、前年度繰越金1億3187万5千円、基金繰入金2134万4千円等を増額するものであり、

また、歳出では、企業立地促進事業費9638万6千円、防災対策事業費4791万8千円等を増額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、防災ヘリコプター用のヘリポート整備事業などの防災対策事業の財源については、民生安定事業として採択していただけるよう、粘り強く国側との交渉に努めてほしいとの要望がありました。

文教厚生委員会

●審議案件

- ① 議案第五十六号
富士吉田市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について
- ② 議案第五十七号
富士吉田市老人医療費助成金支給条例の廃止について
- ③ 議案第五十八号
富士吉田市立病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- ④ 議案第六十二号
住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法について

算の増額を図る等、より積極的に事業展開していくべきであるとの意見がありました。

また、防災ヘリコプター用のヘリポート整備事業などの防災対策事業の財源については、民生安定事業として採択していただけるよう、粘り強く国側との交渉に努めてほしいとの要望がありました。

●審議結果

- ① 議案第五十六号
富士吉田市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について
- ② 議案第五十七号
富士吉田市老人医療費助成金支給条例の廃止について
- ③ 議案第五十八号
富士吉田市立病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- ④ 議案第六十二号
住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法について

定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分の廃止に係る影響を生じさせないため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、防災ヘリコプター用のヘリポート整備事業などの防災対策事業の財源については、民生安定事業として採択していただけるよう、粘り強く国側との交渉に努めてほしいとの要望がありました。

●審議結果

- ① 議案第五十六号
富士吉田市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について
- ② 議案第五十七号
富士吉田市老人医療費助成金支給条例の廃止について
- ③ 議案第五十八号
富士吉田市立病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- ④ 議案第六十二号
住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法について

明見及び新倉の一部地域について、「街区方式」の方法により住居表示を実施しようとするものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、総括質疑の中で、待ち時間の過剰として、有線により音楽を流したり、アロマテラピーを活用するなどの工夫を凝らしてほしいとの要望がありました。

●審議結果

- ① 議案第五十六号
富士吉田市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について
- ② 議案第五十七号
富士吉田市老人医療費助成金支給条例の廃止について
- ③ 議案第五十八号
富士吉田市立病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- ④ 議案第六十二号
住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法について

建設水道委員会

●審議案件

- ① 議案第五十九号
富士吉田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- ② 議案第六十号
市道の廃止について
- ③ 議案第六十一号
市道の認定について

有線により音楽を流したり、アロマテラピーを活用するなどの工夫を凝らしてほしいとの要望がありました。

また、総括質疑の中で、待ち時間の過剰として、有線により音楽を流したり、アロマテラピーを活用するなどの工夫を凝らしてほしいとの要望がありました。

●審議結果

- ① 議案第五十九号
富士吉田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- ② 議案第六十号
市道の廃止について
- ③ 議案第六十一号
市道の認定について

●全文については、次期定例会(12月)より、富士吉田市議会図書館において閲覧できます。

市政一般質問 9月

及川 三郎 議員



①小中学校の防災教育について

●一回目の質問

昨年3月11日発生の東日本大震災から約1年6カ月経過したが、未だに行方不明者が3千人以上というとても悲しい状況下にある。宮城県石巻市の大川小学校で津波に襲われて、児童74人、教職員10人が死亡・不明という残念な出来事があった。

地震発生後、マニュアルどおり校庭に避難した教職員と児童は約50分間もその校庭にとどまった後、堤防へと避難し始め、その直後に大津波に襲われたものである。

この出来事に石巻市教育委員会では当時の経緯などを調査し、報告書を作成した。

その報告書には、「津波時の避難場所を定めていない災害対応マニュアルの不備」、「教職員の津波に対する危機意識の薄さ」、「過去の経験や知識などによる安全への思い込み」などがあつたと厳しく指摘した内容であつた。

もちろん、富士吉田には津波による災害はありえない訳だが、災害対応としては基本的な考え方は地震災害や火山災害についても差異はない筈である。

ここで質問だが、大勢の児童を抱えている小中学校の防災対策について、富士吉田市や教育委員会として、学校側の教職員に対する防災指導と小中学生に対する防災教育の状況についてお聞きする。

その中で、特に小学校では1年生から6年生という年齢差のある児童に対しての防災教育内容についてもお聞きする。

●教育長答弁

そして、昨年3・11の大震災前と大震災後では小中学校の防災対策に見直し等があつたのかどうかお聞きする。

教職員への防災指導についてだが、学校における教職員は災害から児童生徒の生命や身体を守るため、防災体制や防災教育の重要性と緊急性を十分認識し、防災に関する自らの対応能力、防災教育に関する指導力を一層高めることが重要であることから、日頃より学校や地域の実情を踏まえ、教職員一人ひとりが様々な災害状況にいち早く対応することができるよう定期的な防災担当者会議等を通じて指導を行っている。

次に、小中学生に対する防災教育の状況についてだが、学校における防災教育は児童生徒が様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにすることを目的として実施しており、新学習指導要領においても小学校の理科や社会、中学校の保健体育等において防災教育の充実が図られている。各学校においては教科や特別活動における指導も含め、学校教育活動全体を通じて家庭や地域と連携を図りながら児童生徒の年齢に応じた系統的な指導の充実のためその体制整備

や実施時間の確保を図っている。

次に、年齢差のある児童に対する防災教育については、学校全体として年4回実施している避難訓練や保護者への引き渡し訓練等を行っているほか、安全指導として学級活動の中において低学年・中学年・高学年に区分し、それぞれの学年に合った災害時の正しい行動の仕方、安全な集団行動、安全な避難の仕方、災害時の身の安全の守り方など基礎的な防災教育を行っている。

次に、大震災の前と後の小中学校の防災対策の見直しについては、昨年度から各小中学校の防災担当者を集めて見直し作業を行っているところである。この見直し作業により、現在活用している「学校防災の手引き」に登下校時における対応や保護者への引き渡し・教職員参集の原則等、新たに課題となった内容を加えたところである。

また、現在、各学校の地域と実情に即した「自然災害等発生時対応マニュアル」を作成し、研修等を行う中でその周知を図っているところである。

●二回目の質問

学校側の教職員に対する防災指導、小中学生には学年に合わせた防災教育を行っているとの答弁をいただいた

き、昨年の大震災後は新たな内容を加えるとのことで大まかなことは分かった。

先ほど、大川小学校の悲惨な出来事とは対症的に岩手県釜石市の小中学生が大活躍した出来事もあつた。

その日、子ども達ほとんどが下校して大人の管理下を離れていたのに関わらず、大地震が発生し揺れが収まった直後、自らの判断で指定されていた避難場所へ家族や体の不自由な方々の手を引き、大勢の方々を救つた。

学校側の子供に対する日頃の防災教育の成果が見事に活かされ「釜石の奇跡」として国内外へ発信された。大川小学校と釜石の明暗を分けた出来事は多くの自治体や学校関係者に教訓を残し、防災教育のあり方を改めて考えさせられた出来事であつた。

当市では、学校側が定期的な「防災担当者会議」を開催し、児童生徒の年齢に応じた指導として大震災後は見直し作業をし、各学校や地域の実情に即した対応をしていると聞いたが、学校側の行っている「防災担当者会議」に出席している方々はどういう立場の方々で、定期的という期間とその内容についてお聞きする。

次に、各学校では家庭や地域と連携を図っていくとの答弁だが、家庭や地域と連携を図っていくその内容

についてお聞きする。

次に、学校全体として行っている年4回の「避難訓練の内容と保護者への引き渡し訓練」の回数を含め内容についてお聞きする。

●教育長答弁

防災担当者会議は、毎月実施している教頭会と併せて開催しており、その内容については東日本大震災の対応を検証することから始まり、新たに課題となる事項を加え、学校防災の手引きの見直しを図ることを目的としている。

次に、防災教育における家庭・地域との連携については、連携のための具体策については学校での防災対応を家庭でも活かせるよう「学校通信」等を通じて啓発を図り、地域においては登下校時や休日における子どもの安全を確保するため話し合いを持つことでの連携を深めていくなどの方策により学校、家庭、地域全体で防災教育について意識の高揚を図って参りたいと考えている。

次に、避難訓練と保護者への引き渡し訓練は、年4回実施している避難訓練は基本的に火災及び地震発生などを想定した訓練であり、災害時の正しい行動の仕方、災害時の身の安全の守り方、また、安全な避難の仕方、避難経路の確認などが主な内容となっている。

また、保護者への引き渡し訓練については年1回、避難訓練と併せて行っているが、地震等の規模や被災状況により児童生徒を下校させるか学校に待機させ保護者に引き渡すかなどの判断のもと、日頃より学校と保護者において引き渡しのルールを再確認し、緊急メーイルや緊急時引き渡しカード等も活用する中で実施しているところである。

●三回目の質問

年4回実施している小学生の避難訓練の中に、子ども達はもちろんだが、担任の先生にも予告なしで抜き打ち訓練を取り入れてはどうか。

また、同様に保護者への引渡し訓練も決められた日時以外に予告なしの抜き打ち引渡し訓練を試みてはどうか。

●教育長答弁

抜き打ちによる避難訓練だが、現在、小学校の児童に対しては抜き打ちの避難訓練をすでに実施しており、来年度から中学校においても抜き打ちの避難訓練を実施する計画となっている。また、担任の教員にも事前通知をしない避難訓練の取り入れについては安全上の課題等を解決する中で学校と協議していきたい。次に、引き渡し訓練については、予告なしの保護者

への引き渡し訓練は今後、学校における防災体制、防災教育の充実や引き渡し訓練の重要性の周知を図っていく中で検討していきたい。いずれにしても、学校における防災対策については、避難訓練や引き渡し訓練をより実践的で効果的な訓練として実施していくことが大変重要な事であると認識している。また、その訓練においては、様々な災害発生

の状況想定し、訓練に継続性を持たせ児童生徒の安全のための防災対策、防災教育に結びつけていくことが必要だと考えている。

②自主防災組織について

●一回目の質問

市内の防災に関する組織という消防本部や消防署消防団や地域の消防分団として自治会と密接な関係にある自主防災組織がある。その防災に関する組織は特に大災害発生時、自助・共助として公助の初動態勢が大事だと言うことはもちろん、日頃の防災活動やいざと言うときの大災害対応にはそれぞれが共通認識を持つことが最も必要と思う。昨年6月の私の一般質問は、自治会の自主防災会について質問し、自主防災組織の強化を訴えているが、その時の答弁は市内33自治

会ある中で全てに自主防災組織は結成されているものの、その組織を再構築して組織強化を図っている自治会は15自治会ということ。今後も組織強化に取り組んでいくとの答弁であった。その中で私は、自主防災組織強化のために自主防災会による協議会等を結成してはどうかと提案した。

答弁は、ある程度の組織強化が図られたところで、その発足に向けて取り組んでいきたいとのことだった。前回の質問から1年以上経過しているが、まず市内自主防災組織の再構築という組織強化の進捗状況をお聞きする。

次に自主防災組織強化のための自主防災会による協議会結成について、同じくその進捗状況をお聞きする。

●一回目の市長答弁

自主防災会の再構築についてだが、自主防災組織強化は大規模地震の発生するおそれがあることを想定すると災害発生時に地域で協力し合う体制や共助活動の中核を自主防災組織が担っていることから早急に取り組まなければならない課題の一つである。こうした中、自主防災会の再構築は平成24年8月末現在、市内33自治会のうち既に再構築して強化を図っている自治会は16自治会であり、2自治会が再構築の

準備中である。

次に、自主防災会による協議会結成については、協議会の結成は、全自治会が災害に対する共通認識を持つために基本的には自主防災会の再構築が全て終了した段階を考えているが、現段階においては各自主防災会の組織強化及び連携を図っていくことも重要であるので再構築された自主防災会による連絡会を開催していきたいと考えている。

●二回目の質問

巨大地震でも富士山に関係する災害でも大きな被害が発生した時には、自助・共助として公助の活動が不可欠と言われている。

災害発生時の規模が大きければ大きいほど、公的な組織つまり公助である消防本部や消防団そして行政側からの救援はすぐには期待できないことが推定される。市民の皆さんは、そんな時こそ共助と言われる自主防災組織の活動に期待をしている方もいるのではないかと。市内各自治会の自主防災組織の幹部は、主に現自治会長が兼任している自治会または自治会長就任の翌年に自主防災会幹部となる自治会、いずれも各班の班長や組長と言われる方々と共に主に関与活動しているのが現状と認識している。実は、その1年間の防災に関係する組織の任期につ

いてだが、市内消防団本団は4月に就任、各地区の消防分団は11月に就任、自治会長は1月からの就任という現況で、防災に係る組織の任期がバラバラで最も大切な自主防災組織にまで影響し、防災力が半減しているのではないかと。これまで過去の経緯や慣習によって就任時期が違っているが、今だからこそ、防災力を強化するため見直すべきと考える。

私は昨年、地元の単位自治会長を1年間お世話かかり、その時自治会連絡協議会や消防団幹部そして周りの方々にもそのことを訴えてきた。

反応としては、大勢の方から一定の理解はいただけた。同様に、行政側の指導や後押しをお願いする中でやはり市民の皆さんにもご理解とご協力が必要との思いから、この現状を判ってほしいと思う。

自主防災会の強化のための再構築が進んでいないのは残念だが、この質問が追い風となればよいと思う。

自治会長や自主防災会幹部の就任時期を、市当初予算や職員人事異動の4月年度にそして地域消防分団の就任時期を消防団本団の就任時期と同じく4月にすることで、自治会運営がスムーズになり、最も大事な共助である自主防災組織の強化が図られると思う。

行政側の考え方と今後の対応についてお聞きする。

●二回目の市長答弁

防災に関する組織の任期については現在、市内には多くの自治会・地域消防分団、自主防災組織等の組織がありこのような組織の中には明文化された規約や取り決めに基づき運営されている団体と従来からの慣習や慣例などに基き運営されている団体とがある。

これらの団体は、いずれも地域住民で構成される任意団体であることからその運営方法等については行政が直接関与することには慎重でなければならぬものと考えている。

しかしながら、自治会の任期はそれぞれの自治会によって異なることからその運営に苦慮している実態も認識しており、また、及川議員ご指摘のとおり、任期の違いが様々な活動において支障を来すおそれもあることから今後についても各組織の協議機関である自治会連絡協議会、正副分団長会議等において検討・協議の場を持っていただくよう働きかけていきたい。

いずれにしても、自主防災組織の再構築については大規模災害に備え引き続き共助体制の連携が図れるよう自治会・各自主防災会に対し自主防災組織の組織強化を図って参りたい。

市政一般質問
9月

佐藤 秀明 議員



①まちおこしについて

●一回目の質問

富士吉田商工会議所青年部が報告したビジョン策定プロジェクトでは富士吉田市の現状と課題が述べられ、その対策を提案している。

その現状と課題では、「暮らしやすさ」、「経済」、「人口」の3つに分けて、「暮らしやすさ」の分野では犯罪率・離婚率・大学進学率・女性就業率、「経済」の分野では一人あたりのGDP・事業所数「人口」の分野では人口・高齢化率・生活保護率・自殺率について、各種統計数値により算出したデータをを用いて富士吉田市を近隣市町村、山梨県、全国と比較して分析している。

富士吉田市は、暮らしやすさの分野では比較的良好な数値が示されているが、「経済」及び「人口」の分野では厳しい数値が示されており、実際に富士吉田市の現状と課題のとりまとめの結果として、「富士吉田は暮らしやすい地域であるが、経済状況が全国、山梨県、近隣に比べ停滞また、近隣より人口の減少と高齢化が著しい」と報告されている。

市長は、この報告書にある富士吉田市の現状と課題に対してどのような認識をお持ちか、そしてその対策をどのようにすべきであると考えているか。

また、このビジョンにおいては、地域活性化の成功には、理念、戦略、戦術の3要素が欠かせないとする中で、富士吉田市においては、戦略であるソフトの整備、戦術である情報発信及びその基礎にある理念の策定にこれまで十分に組み立てていないと述べている。

富士吉田市の戦略は「富士山を中心とした豊かな自然と歴史、文化を活かした観光高原都市、伝統産業を生かした新しい先端技術を生かした新しい先端技術を

取り入れ、自然と調和した企業の育成」を目的とし、吉田口登山道の復活等のハード面の整備が着々と進んでいると考えているが、このビジョンにおいては、「門前町プロジェクト」が提案されている。

らの上吉田の町並みでは昔からの富士講の流れを汲み、門前町として整えるために家々の表玄関の門構えをどのように作り替えていくか、国道138号の4車線化に對して横町の道路をどのようにに門前町の雰囲気を残して整備し直すのかなどの課題もあると思うが、この門前町構想に對してどのような取り組みを考えているか。

●一回目の市長答弁

このビジョンは「暮らしやすいさ」、「経済」、「人口」の3つの分野において、本市の現状と課題を掲げており、このことは、本市をこれまで以上に活性化させるための取組みの一環として御指摘いただいたものと考えている。

「暮らしやすさ」については、市民一人ひとりが、生活の豊かさや心の豊かさを実感でき、「住みたい・住み続けたいまち ふじよしだ」を市民の皆様とともに創造するという私の基本的な市政運営の成果が現れて来ているものと考えており、引き続き全力で取り組んでいく。

また、「経済」及び「人口」に対する指摘については、富士北麓地域の中心市としての本市の役割や責務

また、社会経済状況の変化、社会全体の問題等、様々な要因からの厳しい結果であると考えている。これらの指摘事項については、今後の市政運営の参考とし、本市発展のため、全力で取り組んでいく。

地域活性化における戦略の重要性についてであるが、まちづくりの創造は、行政だけが行うものではなく、市民と行政とが協働して一体的に実施することが重要であり、そのことが地域活性化に結びつくものと考えている。

●企画総務部長答弁

この門前町構想は、金鳥居から北口本宮富士浅間神社までの区間を、参拝者が滞在を楽しむことができる、「門前町」として整備し、この門前町創出を来訪者増加の原動力とする構想であるとの説明を受けている。

現在は、人口減少など本市の課題に対する方策を調査研究する、若手職員プロジェクトチームを中心に、この門前町構想について、行政として調査研究を行っている。

一方で、慶應義塾連携事業において、この門前町橋と想に類似するソフト事業として、既に「富士山」ブランドを中心とした各種調査・研究事業を行っている。その一つとして、富士山や富士の水に関わるモノ・体験・お金・つながりを再設計し、都市生活者と富士吉田地域における持続的な価値の協創関係の実現を目指す、い

わゆる「現代版・富士講」の取組みを行っている。

準をもって行っているのか。

●一回目の市長答弁

本市では、施設の設置目的などから長期的に安定したサービースを提供することや、指定管理者が限定され、指定管理者が指定管理者の実績、利用する方や住民の皆様からの評価等も踏まえ、多くの施設で公募によらない指定管理者を選定している。

●一回目の市長答弁

●企画総務部長答弁
指定管理者の公募・非公募の判断基準については「富士吉田市指定管理者制度運用ガイドライン」に定められており、指定管理者の選定にあたっては、原則として公募によることとしているが、公募によらない

② 指定管理者制度について

●一回目の質問

は、住民サービスの向上や、指定管理者制度においては、経費の削減を図ることを最大限に発揮させるといふ制度の趣旨からすると、指定管理者となる事業者を幅広く募集することが原則であると思う。

しかしながら、指定管理者の採用については、指定管理者が実際に運営してきた実績も出てきた状況などもあり、公募によるか、よらなにかの判断は難しくなってきたと思うが、指定管理者の公募・非公募について、どのように判断基

●企画総務部長答弁
指定管理者の公募・非公
募の判断基準については、
「富士吉田市指定管理者制
度運用ガイドライン」に定
められており、指定管理者
の選定にあたっては、原則
として公募によることとし
ているが、公募によらない
ことができるものとして、
3つの具体的な基準を定め
ている。

1つ目は、施設の設置目的や管理形態、性格、規模等により公募に適さない場合、2つ目は、関連する2つ以上の施設の管理を一括して管理することによる合理的な理由がある場合、3つ目は、独自性、特殊性、専門性等、公募によることができない特別な理由がある場合である。

また、公募・非公募にかかわらず、指定管理者を選定する場合には、民間の知識者を含む「富士吉田市指定管理者候補者選定委員会」の審査に基づき、市長が決定することとしている。

③ 契約について

●一回目の質問

入札については、国及び地方公共団体の契約は原則として一般競争入札によるなければならないと規定されており、指名競争入札、随意契約は法に定められた場合のみ行うことが出来ることとされている。

市民に不信な思いを抱かせないためには、一般競争入札、指名競争入札、随意契約について市民に理解していただく必要があるが、入札についてどのような考えをお持ちか、改めて聞く。

一般競争入札で発注するときに「仕様書」を作成するため、「仕様書策定委員会」のような組織は富士吉田にはあるか。あるとすればどのような組織で構成されているのか、人員は何人か。

随意契約は別名「業者指定契約」とも言い、単に随意契約といった場合は「業者指定契約」を指すことが多いといわれている。

このような場合は、1社からしか見積りを取らないと考えられるが、そのような「業者指定契約」を富士吉田市は行っているか。

●一回目の市長答弁

入札についての考え方には、入札については、地方自治法をはじめとする様々な法令等に基づき、公平性、公正性をしっかりと確保していく中で

透明性、競争性、対等性の原理のもと、各種入札の執行に努めるべきと考えている。

●企画総務部長答弁

仕様書策定に関する委員会については、本市において、仕様書作成基準も包括した入札制度の運用全般に対し検討を行う、8名の職員で構成する入札制度検討委員会を設置している。

次に、業者指定契約についてであるが、本市においては、特命随意契約として実施しており、地方自治法施行令第一六七条の二の規定に基づき適正に運用している。

●二回目の質問

特命契約による場合は、具体的にあげた事例に限定し、その他は一般競争にすべきだとされている。趣旨を活かし財政の節約を願うものである。

そこでお聞きするが、単に随意契約には契約金額に上限が設けられているとのことだが、特命随契にも金額制限があるか、あるとすれば、どのくらいの金額か。

●企画総務部長答弁

特命随意契約の金額制限については、特命随意契約の予定価格の上限金額は、本市財務規則の規定により10万円以下となっているが、地方自治法施行令第一六七条の二の規定に基づき、緊急の必要により競争入札に付することができないとき、「性質又は目的が競争

入札に適しないものをするとき」などの条件を満たす場合は、金額の制限はない。

④ 学校教育について

●一回目の質問

日本の中学生の数学、理科の学力は60年代から80年代初めまで、世界で1、2位とトップクラスであったが、最近では5、6位と順位を落としている。

高校生も「科学的应用」が2位から6位へ、「数学的应用」が10位へ、読解力は15位と全科目で前回より順位を落とし、「OECD平均並み」になったと言われている。

科学技術の向上は日本を成長させる原動力となるので、小さいうちから数学、理科に興味を持つために、学校教育は大事である。

小中学生の理科、数学の取り組みについてはどのようなことをしているか。

2007年4月に43年ぶりに再開された全国学力テストで、2012年度の小学生の山梨県は37位であり、中学生は22位であった。

子供たちの成績は地域や家庭のつながりが大きく反映している。

各学校が家庭や地域の協力と信頼を得ながら教育活動をするだけでなく、家庭や地域が教育を学校任せにすることでなく、それぞれの立場で関与すべきである。「地域や家庭とのつながり」で学校をバックアップしていただく必要があると思

うが、具体的にどのような方策があるか。

「偏差値教育」を見直し、子供たちのそれぞれの個性に応じた能力を見つけ、お互いの才能を尊重し合うことが出来る、そのような教育が望まれる。

昨今の初等教育に見られるような形式的平等主義は必要ない。目的が偏差値の向上のみあるのなら、公立学校は必要ない。子供たちの多様な側面での秩序ある切磋琢磨のためには、さまざまな家庭で育ったある程度の集団がどうしても必要である。

今日、問題になっている偏差値教育、形式平等主義をどのように認識しているか、また、その解決のための学校教育の改善策について、お考えをお聞かせください。

2002年の学校5日制の完全実施により、小学生から大学生までの学力低下が言われはじめ、ゆとり教育の推進は日本の将来の競争力を減退させ、学校教育が国策の誤りであると反省を受け、学力重視路線の回復が行われることになった。

ある中高生の意識調査で、「21世紀は人類にとって希望に満ちた社会になるか」と訊ねたら、米国では86%、韓国では71%、フランス国で62%が「そう思う」と答えていたが、日本の中高生は「そう思わない」が、62%も占めていた。

「円満な家庭を築き上げ、32%だったが、日本は4

力国中最低の17%に過ぎなかった。

国や自治体ができるべき少子化対策は、若者が「夢を持つ国」をどのように作るかではないか。

この中高生の考えに対して教育の果たす役割は大事であり、地域、家族を思いやる情操教育は必要だと思

●教育長答弁

小中学生の理科、数学の取り組みについてであるが、学習指導要領が改訂され、改訂ポイントには「理数教育の充実」があり、その内容は、国際的に通用するカリキュラムにするとともに、新しい科学的知見を取り入れるため、学習内容が充実された。

さらに、各学年の学習指導時間が、小学校では算数及び理科が16%、中学校では数学が22%・理科が32%増加し、指導内容も多くな

具体的取り組みとしては、学習や実験などを支援する理科支援員の配置、化石採集や天体観測などの体験活動等を実施している。

次に、地域や家庭のバックアップについてであるが、現在、学校支援としてPTA活動への協力や学校行事への参加、学校開放の実施や学校評議員会などを開催し、地域の声として様々な御意見をいただき、学校改善に向けた取り組みを行っている。

さらに、地域・家庭との

連携を進めるために、地域の方の人材をボランティア活動として学校運営に携わっていただくことが必要であると考えている。

次に、偏差値教育、形式平等主義についてであるが、偏差値教育は、偏差値というひとつの指標で評価する教育であり、また、「形式平等主義」という言葉は承知していないが、平等主義ということであれば、全ての人間が、公平・同等に扱われるようになることを志向する考え方であると捉えている。

それぞれ課題があるとは思いますが、目的を持った学習指導を行い、一人ひとりの特性を学校生活に活かすためにバランスよく学校教育の運営をし、支援することが重要であると考えている。

次に、地域や家庭を思いやる情操教育の必要性についてであるが、情操教育とは、「感情や情緒を育み、創造的で、個性的な心の働きを豊かにするための教育及び道徳的な意識や価値観を養うことを目的とした教育」であると理解しており、現代の青少年には必要な教育の一つであると考えている。

この情操教育には、学校だけでなく家庭や地域も関係しており、家族とのふれあいなどもより、地域の行事に参加することや様々な文化的な催しに積極的に参加することなどで育まれていくものと考えている。

●全文については、次期定例会（12月）より、富士吉田市議会図書室において閲覧できます。

市政一般質問 9月

前田 厚子 議員



①障がい者の防災対策について

●一回目の質問

東日本大震災より1年半が経ったが、被災された方々が復興への道へと向かっている中、避難所を襲う台風や8月の終わりに宮城県、南三陸町や仙台市で震度5強の地震があり、まだまだ不安な日々が続いていることと思う。

先日、内閣府が『南海トラフ』を震源域とする巨大地震の被害想定を発表した。死者・行方不明者は昨年の東日本大震災の10数倍の事である。山梨県にも大きな被害が想定されている。そこで、障がい者の方々の

一点目、現在、障がい者の方の避難所の状況を教えていただきたい。

二点目、障がい者の避難所に決まった施設に2次被害が無いよう安全確保の為にガラスの飛散防止策を実施していただきたいが、検討していただけるか。

三点目、要援護者名簿を作成して自治会等で管理して支援体制を確立していくことが以前から言われているが、市で情報を収集することはどの程度可能か。

四点目、障がいのある方が実際に地震が起きた時、自分一人で避難所に行けないこと、自分たちの事を助けに来てくれるのかと不安で一杯のようである。この様な障がい者の為の防災に関する不安を取り除くためにも相談窓口を設けて頂きたいが実施は可能か。

五点目、避難所に行っても集団行動をとることが困難であったり、極限の状態でのパニックを起こすことを本人や御家族が大変に心配している。

また、当市ではまだ一人だが視覚障害の方が盲導犬と共に避難を希望している。このように様々な不安が予想されている。

そこで、学校などの空き教室を障がい者の別に使用させてほしいとのことだが、このような要望に対して市の考えをお聞かせ願う。六点目、平日の昼間、地

震が起きた時に要援護者の方の避難所にかかわれるのは、また、動けるのは誰かと考えた時、やはり家にいるお母さん達だと思う。このお母さん達に防災の正しい知識や情報を持っていただく事が災害時の確かな初動体制をとる事ができるのではと

思う。そこで、女性の為の防災講座、または、セミナーを市で持っていたいただきたいと思うが、いかがか考えをお聞かせ願う。

最後に、市として防災施設を備えた東側庁舎の建設を進めているが、エレベーターも設置されるのでこれから障がい者の利用も増えると思う。そこで障がい者の駐車場はどのように考えているか教えて頂きたい。

●一回目の市長答弁

昨年3月11日に発生した東日本大震災は地方自治体の地域防災対策に対し、大きな課題を突きつけ、本市においても、さらなる防災対策の強化を図っているところである。

具体的には、防災拠点センターの機能を有する市役所東側庁舎の建設、2次避難所としての機能も併せ持つ小中学校屋内体育施設の改築事業、水道施設の非常用発電機設置、平成25年度以降の計画であった毛布、敷きマット、災害用トイレ等の防災備蓄品の早期整備

さらには、地域防災計画の見直し、出前講座の開催、自主防災会の再構築に向けた取り組みなど、様々な対策を講じているところであり、今後においても、安全で安心して暮らせるまちづくりに向けて様々な施策の展開を図って参ります。

●企画総務部長答弁

まず、第一点目の障害者の福祉避難所については、福祉避難所については、福祉ホールと老人福祉センターの2カ所を指定している。

次に、第二点目の障害者の避難所の安全確保については、2次被害の防止については、大規模災害が発生した際には窓ガラスの飛散防止など施設の安全確保に努めていく。

次に、第三点目の要援護者名簿の情報収集については、「災害時要援護者名簿」については災害時に自力で避難することが困難で地域の方の支援を必要とする市民の皆様を対象として作成しており、各自治会・自主防災会、民生委員に協力をお願いする中で災害時に備えた地域の互助体制づくりを推進している。

また、要援護者の把握については、各自治会・自主防災会、民生委員及び障害者団体の皆様に働きかける中で対応していきたいと考えている。次に、第四点目の障害者

の相談窓口についてだが、災害時における障害者支援については災害の規模に応じて職員の配備体制は異なるが、災害対策本部を設置した際は、2次避難所において要援護者からの相談等への対応するため福祉相談窓口を設置していく。

次に、第五点目の学校の空き教室の活用についてだが、災害時における障害者の避難所としての使用については今後、調査・確認を行う中で、福祉避難所としての使用について検討していく。

次に、第六点目の女性のための防災講座については、出前講座については現在、各自治会・自主防災会等をはじめとする様々な方々を対象に実施しており、市連合婦人会や各地区の婦人会に対しても、随時、出前講座を開催しているところである。

次に、第七点目の障害者の駐車場についてだが、障害者用駐車スペースについては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づくと、本市庁舎駐車場において2台分の確保が基準となるが、障害者の方々の利便性、負担軽減等を考慮して、5台分の障害者用駐車スペースを確保する予定である。

●二回目の質問

一点目の福祉避難所だが、

福祉ホールと老人福祉センターの2カ所をあげていただいたが、この2カ所では足りないことは承知していることと思う。市として民間の施設に協力をしていたく予定だと思いが今年中に何カ所の施設にあたり、最終的に何カ所の施設を福祉避難所として考えているか教えていただきたい。

三点目の要援護者名簿の情報収集についてだが、答弁いただいた方法で以前より収集されているはずだが、思うように進んでいないと思う。特に、障がい者団体に声を掛けてとあつたが、逆に会の皆さんが言うにはおそろく掌握出来ているのは市内の十分の一ぐらいではないかとのことであった。

そこで市としても個人情報を守りながら、災害時要援護者支援のきめ細やかな計画をたてる必要があると思うがこの点に關しての考えを聞かせていただきたい。

四点目の福祉相談窓口の設置を決めていただき感謝する。二点目の窓ガラスの飛散防止と五点目の空教室の利用については検討してくれとのこと。宜しくお願いする。

六点目の防災講座については希望により開催していただけるとの判断でよいが、最後の駐車場だが、本庁舎前3台、東側庁舎前2台を確保していただき感謝する。東側庁舎にはエレベーターもあるので玄関のバリアフリーのスロープの所に簡易な屋根をつけた駐車場を希望するが、建設の予定はあるか。

また、移動が困難な方々に対しても、庁舎入口に職員呼び出しブザーを設置しており、職員が直接対応させている。

まず、福祉避難所についてだが、福祉避難所の指定については、現在、市内の民間施設約26カ所をリストアップするなど、協議・検討を重ねているところである。今後については、障害の特性に沿った福祉避難所の指定について、これらの施設と協議を図り、協定書の締結を進めていきたいと考えている。

●企画総務部長答弁

次に、災害時要援護者名簿についてだが、災害時要援護者名簿への登録については、要援護者の方々の同意が得られず苦慮している面もあるが、引き続き、要援護者やそのご家族などに対し、この制度の意義を十分理解していただくよう努めていく。

また、情報収集については、自治会、自主防災会、民生委員、さらには障害者団体等の関係者の方々と連携を図りながら整備を進めていく手法を確立し、災害時要援護者の方々への支援に努めていく。

次に、防災講座についてだが、防災講座は、人数や場所にかかわらず、要望があれば開催する。次に、障害者用駐車場へ

の屋根の建設についてだが、現在、本庁舎正面玄関には降雨時等の乗降用に車寄せを設置してある。

また、移動が困難な方々に対しても、庁舎入口に職員呼び出しブザーを設置しており、職員が直接対応させている。

②介護保険の受領委任払い制度について

●一回目の質問

日本は今、世界に類のない早さで少子高齢化が進んでいると言われている。あと数年で団塊の世代の人達も70歳を迎える年になった。

そうした中で、2000年4月に介護保険制度が創立され、国民の間に広く定着してきたがその一方で、サービス利用の大幅な伸びにより介護保険に費やす費用も増大し、今や制度自体の継続を確保することが大きな課題になっている。

その後、2012年に介護保険制度の改正があった。誰もが感じていることだが介護の現場では深刻な問題が山積みである。

在宅での介護では介護される方・介護をする家族の心身の負担、また、介護保険を利用して施設を利用される方、必要なサービスや介護施設の確保・経済的な負担など、あげるときりが

ない。

そこで、介護保険の中の『受領委任払い制度』についておたずねする。

『居宅介護住宅改修』、これは介護のための予防住宅改修だが、要介護区分に関係なく上限20万円まで（自己負担一割）住宅改修費が支給される制度である。

具体的にあげると、手すりの取り付け、段差や傾斜の解消、転落防止策の設置、滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更、開き戸から引き戸等への扉の取り替え、扉の撤去、和式から洋式への便器の取り替え、その他これらの各工事に付帯して必要な工事などがあげられる。

このような住宅改修がされると、在宅での介護がされる方もする方も大変に助かると思う。介護されている方の中にも家の中で転倒して歩けなくなった高齢者が意外に多いと伺った。

しかし、昨年までにこの制度を利用された方は予防として20件、介護で50件ぐらいたったことであつた。残念なことにあまり利用されていないように思う。その理由は明らかである。

要介護者は一旦にしても費用を全額支払うことがどれほど大変か解ってほしいとのことであつた。こうした現在の「償還払い制度」を「受領委任払い制度」へ変更をお願いした

いと思うかがか。

「受領委任払い制度」とは限度額（20万円）までは市が直接業者に支払いをすること。利用者が業者に支払うときには、限度額までは一割負担のみで良いということである。

以前、行政に聞いたときは、まだ近隣の市町村でも実施されていないし当市においてもやる予定がないとの返事を頂いたが、近隣の市町村はまだでも、山梨県内の市町村では多くの市町村で既に実施されている。

手続きの順序が変わり行政には手間がかかるかも知れないが、予算も大幅に増えるわけではないと思うので是非、利用者の側にたつて制度の変更をお願いする。制度を利用しやすくなれば介護度の進み方も遅くなり、自立していこうという気持ちも大きくなると思う。

この制度の実施について市長の考えをお聞かせ願う。

●一回目の市長答弁

本市の介護保険における福祉用具購入費及び住宅改修費の支給については、制度に基づき利用者が一旦全額を支払い、その後申請を受け保険給付分九割の支払いを受ける「償還払い」を原則としている。

介護保険法施行規則では住宅改修等工事に要した費用の領収書の提出が義務付けられていることから、領

収書等により適切な工事等の確認を行うことで、公正な保険給付に努めている。しかしながら、本市のような「償還払い制度」ではなく、「受領委任払い制度」を実施している自治体もあり、利用者にとっては有効な制度であると認識している。

したがって、今後、現在の「償還払い」を基本としながらも、利用者の状況により「受領委任払い制度」も選択できるような仕組みについて、検討していきたいと考えている。

●二回目の質問

完全移行では無く、選択できる仕組みとの事だが大変に前向きな答弁に感謝する。

介護の現場で、利用者が償還払いの制度では経済的に諦めていた方々が、受領委任払いになることで本当に必要としていた多くの方々に利用していただけるようになると思う。予算等の課題もあるが来年度からの実施を考えていただきたい。

●二回目の市長答弁

「受領委任払い制度」の導入については、適正な事務手続きのための体制づくりを行い、利用者に合った制度を選択できるよう、来年度の導入に向け努力していく。

●全文については、次期定例会(12月)より、富士吉田市議会図書室において閲覧できます。

市政一般質問

9月

宮下 正男 議員



①情報セキュリティについて

●一回目の質問

平成15年に「富士吉田市情報セキュリティポリシー」を策定し情報管理を進めているが、膨大な住民情報を抱え、その情報の利活用を行う中で物理的・人的・技術的セキュリティ対策に苦慮されているのではないかと。

そこで、堀内市長の情報セキュリティに対する認識をお聞きしたい。
また、富士吉田市の今現在における情報セキュリティポリシーの確保の取り組み状況についてお聞きしたい。

●一回目の市長答弁

情報セキュリティに対する認識については、情報資産を人的脅威や災害、事故等から防御することは市民の財産、プライバシー等を守るためにも、また、継続的かつ安全・安定的な行政サービスの実施を確保するために必要不可欠なものであると認識している。

また、本市が有しているすべての情報資産に対し、機密性、正確性及び継続性を維持するための対策を整備するため「富士吉田市情報セキュリティポリシー」を定め、情報セキュリティの確保に最大限取り組んでいるところである。

●企画総務部長答弁

「富士吉田市情報セキュリティポリシー」に規定している「情報セキュリティ対策基準」及び「情報セキュリティ実施手順書」に基づき情報セキュリティマネジメントを構築しているところである。

具体的には、PDCAサイクルモデルの考え方に基

づき、利用者視点で実施している。

●二回目の質問

重要なことは、組織内部の構成員や外部委託業者に周知、教育、啓発活動を行ない、物理的・人的・技術的な措置を行う事であるとされている。

そして、さらにはセキュリティポリシーを運用していく段階でシステムの監視、確認、最終的にはセキュリティ監査を行い、評価をした後に見直していく事である。

富士吉田市の具体的なセキュリティマネジメントの現状についてもう少し詳しく説明をお願いしたい。

情報セキュリティポリシーについて富士吉田市では「基本方針」のみ公開しているが、具体的な対策についても公開する事により、市が十分なセキュリティ対策を取っている事を市民に理解してもらえないのではないかと。市長の考えをお聞きしたい。

次に、情報の漏洩は故意によるものと過失によるものとの大別されるが、これらの漏洩対策の現状についてお聞きしたい。

●二回目の市長答弁

セキュリティマネジメントの現状については、ソフト・ハード両面の外部からの脅威への対応、また、「富士吉田市情報セキュリティポリシー」における管理体制

制の見直しを行う等、現時点で考えられる万全なセキュリティ対策を講じている。

次に、セキュリティ対策の周知についてであるが、「情報セキュリティポリシー」については、それ自体は情報セキュリティ対策の一環として公開するべきではないものと考えている。

しかしながら、本市の情報セキュリティ対策に対する姿勢と一定の対策の実施につきましても市民の皆様への周知に努めていく。

次に、漏えい対策の現状については、情報システムを利用する場合にID及びパスワードの徹底した管理と定期的なパスワードの変更を義務付けている。

また、情報資産に対するアクセス権については職責及び職務の内容に伴い、事務の達成に必要な範囲内で権限を付与するなどの対策

②情報公開条例について

●一回目の質問

情報公開法第七条では、「行政機関の長は開示請求に係る行政文書に不開示情報があるときは開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができ」と規定されている。

富士吉田市の情報公開条

例ではこの法七条を受けて条例第六条「開示しないことができる公文書」(一)個人に関する情報の(ウ)の項目内において「公益上必要であると認められるもの」の規定がなされている。

富士吉田市の情報公開条例における「公益上の理由による裁量的開示」に関する規定を見直し、開示する情報の範囲を広げ、かつ、「できる」規定から「開示するものとする」の規定に改正し、行政の説明責任を更に前進させるべきと考え

るが、市長の考えをお聞きしたい。

●一回目の市長答弁

本市情報公開条例においても保護する利益と情報を公にすることの公益上の必要性との比較をし、個人のプライバシー等が不当に侵害されぬよう第三者の権利に十分に配慮をした上で情報を積極的に公開することにより市政の透明性を確保し、市民の皆様が市政に対する理解と信頼を深めていただくよう努めて行くことが重要であると考えている。

●二回目の質問

一般職が特別職を問わず、公務員の個人情報情報であっても一般に公にされている情報については、あえて不開示情報として保護する必要性は乏しいかと思

う。特に、特別職の公務員で

ある市長や議員の個人情報、すでに新聞紙上やテレビ等で公にされている情報については、公益上の理由による裁量的開示の考え方からしても、その保護する必要性は乏しいと思うが、市長の考えをお聞きしたい。

●二回目の市長答弁

個人の職業や立場、既に公にされている事実があるか否か等の事柄で判断するのではなく、情報公開法及び本市情報公開条例に基づき、個人の利益やプライバシーが侵害されることがないよう適正に判断する必要があるものと考えている。

●三回目の質問

公選や議会選挙による特別地方公務員の個人情報一般市民の個人情報と区別をし「公益上の理由による裁量的開示」を適用すべきと考えるが、市長の考えをお聞きしたい。

●三回目の市長答弁

裁量的開示については、単に特別地方公務員であるという理由だけで個人情報

③障害者虐待防止について

●一回目の質問

平成23年6月17日に成立した「障害者虐待の防止、

いよ来月10月1日に施行される。

それではまず、障害者問題に対する市長の基本的な考えをお聞かせいただき、さらには10月1日施行される障害者虐待防止法に対する考えをお聞かせしたい。

そしてもう一点、国の予定だと施行に向けた対応として本年4月と10月に自治体の体制整備の状況調査、また、本年2月に調査事項が提示された障害者虐待の状況等の結果をお聞きしたい。

●一回目の市長答弁

障害者問題に対する基本的な考え方については、平成24年3月に「富士吉田市障害者計画・第三期障害者福祉計画」を作成し、誰もが安心して充実した暮らしを送ることができる富士吉田市の形成に向け、障害者福祉の充実を図って行くこととしている。

次に、障害者虐待防止法に対する考え方についてであるが、この障害者虐待防止法の規定に基づき、福祉課内に「富士吉田市障害者虐待防止センター」を設置し、養護者等による障害者虐待への対応を図っていく。次に、体制整備状況調査については、これまで研修会の実施、障害者虐待防止マニュアルの作成、対応手順フローチャートの作成、一時保護施設の確保、実施要領の作成など障害者虐待防止のための体制整備を図

っているところである。

次に、障害者虐待の状況調査については、本年2月に国から調査項目が提示されたところであり、今後においては平成25年4月の調査実施に向けて体制整備と併せて障害者虐待に関する調査を進め、その状況の把握について努めていく。

●二回目の質問

虐待防止施策の基本である「富士吉田市障害者虐待防止センター」を福祉課内に設置するとの事であるが、24時間、365日の相談体制が整備されるのかどうか、また、専門的に従事する職員の確保も必要とされているが、どのように考えるかお聞きしたい。

また、就学する障害者、保育所等に通う障害者、及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長、及び医療機関の管理者に義務付けているが、現在その対応はどのようなになっているのかお聞きしたい。

●二回目の市長答弁

障害者虐待防止センターの相談体制については、センターの設置につきましては、24時間、365日の相談対応が行えるよう準備を進めているところである。また、専門的に従事する職員については社会福祉士、精神保健福祉士及び保健師

を中心として関係機関や民間団体との連携協力体制を構築しながら支援体制の充実が図れるよう努めていく。

次に、障害者虐待への対応については市内小中学校、保育園、市立病院において障害者虐待防止のために必要な措置を講ずるとともに福祉施設、学校、医療機関等との連携協力体制を強化し、障害者虐待防止のための体制整備を図っていく。

④指定管理者制度について

●一回目の質問

2008年6月6日付で総務省総務事務次官通知として、指定管理者制度の運用について四項目にわたり指摘している。

また、2010年12月28日付にて「導入以降運用に当たり留意すべき点も明らかにしてきた」として、8項目にわたり助言通知を出している。

こうした総務省の通知内容や全国的な指定管理者制度の問題点をふまえる中で、指定管理者協会は「指定管理者にかかる係争は近年増加傾向にあり、協定を契約としての法的性質として明確に認める判例も現れてきている。

その意味で、次に示した誤った認識を自治体や議会が根本的に改めていく必要がある」としている。その認識とは次の3項目

であります。

- (1) 指定管理者の指定は行政処分であって、協定には契約としての法的効力はない。
- (2) 行政処分であるから指定管理者は自治体の処分に（無条件に）従わなければならない。
- (3) 指定管理者は自治体を法的に訴えることはできない。

●一回目の市長答弁

指定管理者協会の指摘する3項目の認識については、まず、一点目について指定管理者と締結する協定書は民法上の契約であることから法的な効力はあると認識している。

次に、二点目についてガイドラインに定めた基本協定書において指定管理者による指定の取消しの申出が可能であること、協定の変更に関する手続きに疑義が生じた場合若しくは協定に記載のない事項については協議して定めることなどを規定しており、指定管理者は自治体の処分に従う必要がない場合もあると認識している。

次に、三点目については、ガイドラインに定めた基本協定書において裁判管轄に関する規定があり、指定管理者が自治体を法的に訴えることはできると認識している。

●二回目の質問

指定管理者にインセンティブを与える最も単純な方法は施設の使用料を指定管理者に收受させることといわれている。收受させるか否か、また收受の内容は施設の種類によっても異なっていたと思うが、收受の現状の説明と今後の対応について考えをお聞きしたい。

次に、指定管理者制度は官製ワーキングプアの温床になっているとの批判がしばしば聞かれる中、指定管理者協会は「指定管理者制度とワーキングプアとの関係関係はない」としているが、指定管理者業務に従事するスタッフの労務管理に對し自治体の役割をどのように考えているのかお聞きしたい。

国においては、公益法人改革三法が成立し、そのあり方自体の見直しが迫られて雇用の確保という意味からも指定管理者としての受注を維持・増加し、利益を上げていく事が重要な課題とされている。当然NPOにおいても同様のことが求められている。

各施設により多少の違いはあるかと思うが、指定管理料の適正水準と適正な利益水準についてどのような考えをお聞きしたい。

●二回目の市長答弁

指定管理者制度運用ガイドラインにおいては、この利用料金制度を基本としており使用料を徴収している

すべての施設でこの利用料金制度を導入している。

次に、労務管理に対する自治体の役割については、指定管理者における労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮など、当然指定管理者の責任により対応することになっている。

しかしながら、労務管理の問題等が発生し、市民サービスに重大な影響を及ぼす場合には市の役割としてガイドラインに基づき厳正に対処して参る。

次に、指定管理料の適正水準については施設を管理運営する上で必要な費用の負担は設置者である市が行うものであり、市が直接管理運営する場合の費用負担を超える指定管理料の設定は原則としてあり得ないと考えている。

また、指定管理者の適正な利益水準については指定管理者制度の導入に伴うサービスの向上や経費削減などの効果により結果として増加した利益について指定管理者の利益に還元されるべきものと考えており、適正な利益水準をはじめから設定することはない。



●全文については、次期定例会(12月)より、富士吉田市議会図書室において閲覧できます。

市政一般質問

9月

羽田 幸寿 議員



①市道大明見下の水線の周辺土地利用計画について

●一回目の質問

大明見下の水線の全線完成、開通は小明見、向原地区の長年の懸案である。

平成23年12月議会において、市長から全体的な供用開始は平成26年度末を目標としている旨の御答弁をいただいたが、それからわずか数カ月経過した本年5月8日の演習場対策特別委員会の席上で、唐突に全体的な供用開始が平成28年度末になったとの話があった。確かに、地権者の同意など高いハードルがあることは承知しているが、わずか数カ月の間に2年も遅れて

かがか。

次に、同じ市道大明見下の水線の沿線である中丸区画整理地内の開発計画についてであるが、以前、執行者からこの沿線に給食センターを建設したい旨の話があった。1500坪の用地を確保し、有事の際の食糧供給拠点、食育の普及を図る多機能複合的な施設を計画したいとの事であったが、中丸区画整理組合を中心とした地権者交渉等、今の状況はどうなっているのか。

平成28年度までは現在の施設を使用できるとの事であるが、施設の老朽化等を考慮すれば、子供達の給食状況の改善も含めた早期の施設の建設を望む。

●一回目の市長答弁

まず、供用開始時期の変更についてであるが、直接



買収区域の事業用地のうち橋梁工事にかかる部分について、橋梁工事における工事車両の進入路用地内に居所不明者がいることが判明し、その裁判手続きに時間を要することや、他の地権者の移転に係る代替地の合意が得られなかったため、供用開始時期の変更について報告をさせていただいた。

次に、事業の進捗状況についてであるが、中丸土地区画整理区域内は整備に必要な事業用地は取得済みであり、見留目橋から工業団地側延長520mの道路改良舗装工事を上下水道工事及び土地区画整理造成工事との調整を図りながら、平成24・25年度の2カ年で整備を進めていく。

また、雨坪土地区画整理区域内の事業用地については本年度中に取得し、道路工事については、現在進められている土地区画整理造成工事と調整を図りながら平成25年度に着手する。

県道新田下吉田線北側の直接買収区域については、事業用地取得交渉を精力的に行っており、移転先の選定等において合意にいたっていないが、平成28年度末供用開始に向け、粘り強く交渉を重ねていく。

次に、雨坪土地区画整理地内800坪の保留地の利用計画についてであるが、明照保育園が本年4月から休園状態であり、愛地幼稚園については移転を検討されているとのことであり、

市域全体の保育施設のバランスを考慮すると、小明見地区の保育施設については、充実すべきものであることと十分認識している。

800坪の保留地を保育施設の建設地として活用することについては、地域振興への大きな役割を果たすとともに、より有効かつ適切な活用方法であると考えていることから、地元においても早期に合意形成がなされ、地元要望として具現化される必要があると考える。

次に、中丸土地区画整理地内の開発計画についてであるが、学校給食センターの建設場所の候補地としては、市内小中学校や保育園への配送時間や多機能複合的な施設の整備に必要な1500坪の用地の取得などを勘案し、中丸土地区画整理地内に求めることとし、議会各会派代表者等に説明の後、同組合に対し、用地の取得の依頼をさせていただいた。

同組合においては、この市の要請を受け、既に仮換地の設計変更が承認され、10月に予定されている総会で事実上、正式に決定されるものと同っている。

また、地権者の方々からこの仮換地の設計変更については承諾を得ているものと同っている。

同組合における仮換地の変更手続きについては、本年度中に完了するとのことなので、来年度には用地の

取得手続きを行っていきたい。

②富士吉田北スマートインターチェンジ周辺開発計画について

●一回目の質問

2014年供用開始に向け、この事業の現在の進捗状況をおしえてください。

次に、周辺開発計画についてであるが、この事業は市民が待望する事業であり、その期待される効果は、利便性、有事の際の避難路の確保だけではなく、市外、県外の方々に富士吉田に来ていただくための起爆剤になっほしいという強い思いがあるのではないかと。

「道の駅富士吉田」を中心としたエリアには大勢の皆さんにお越しいただいている。そんな今だからこそ、次の計画を考えていくべきだと思う。

インターチェンジ周辺は農業振興地域であるが、その線引きの見直しなどを行い、観光拠点になりうる第二の道の駅的な、温泉も利用できる施設などの計画も必要だと思うが、市長の考えをお聞きする。

また、将来全線開通する市道大明見下の水線沿線などについて、土地利用をしやすくするための都市計画の変更など、民間の力を借りた開発が可能な環境を整える事も必要ではないか。いずれにしても中長期的

な計画の作成が必要であると思う。供用開始はあくまでもスタートであり、それを活用した今後について市長の考えをお伺いする。

●一回目の市長答弁

まず、現在の進捗状況についてであるが、スマートインターチェンジの料金所高速道路に出入りする連絡道路等の本体部分については、中日本高速道路株式会社から実施主体となり、現在地形測量を終え、それに基づく地質調査、道路及び橋梁設計の準備をしていると伺っている。

本年度は、地元との協議や事業説明を積極的に行い、平成25年度から地元である山梨県と本市において事業用地の取得に入る予定である。

また、スマートインターチェンジへのアクセス道路となる県道富士吉田西桂線については、山梨県が実施主体となり、現在、道路詳細設計中であり、本年9月末に事業説明会の開催、その後、用地測量に入り、平成25年度から山梨県において用地取得に入る予定と伺っている。

この事業の進捗については、中日本高速道路株式会社及び山梨県の両事業実施者から「早期供用開始に向けて、最大限の努力をしていく。」との力強い言葉をいただいている。

次に、スマートインターチェンジ周辺への観光拠点

の設置についてであるが、スマートインターチェンジの設置により、地域経済の活性化、観光振興等の効果も期待できるが、周辺地域は農業振興地域に指定されており、国の農業振興政策とも密接に関係していることから、当該地域を農業振興地域から除外することには課題も多くあり、現時点では難しいものと考えている。

次に、都市計画の変更についてであるが、市道大明見下の水線沿線は土地区画整理事業を取り入れる中で「良好な住環境」を形成するための整備を行っており、「良好な住環境」を保全していくために、現在の住居系の用途地域を指定している。

中長期的な計画の作成については、本市のまちづくりを総合的に勘案する中で都市計画マスタープラン等に位置づけを行っていく。

●二回目の質問

スマートインターチェンジの設置により、市民が期待するのは、地域経済の活性化、観光振興ではないか。その観光拠点を周辺地域、もしくはそれが期待できる地域に整備していくことが必要だと思うが、市長の考えをお伺いする。

スマートインターチェンジ周辺は、本市の観光振興には最適だと思うが、残念ながら、そこは農業振興地域であり、国の農業振興政

策との関連も承知している。市長にはその除外に向けて努力していくお考えがあるか。

次に、スマートインターチェンジから市街地に向かうアクセス道路についてであるが、現在、国道139号につながる小見上暮地の線の一部、シチズン電子前の整備事業が24年、25年度にわたり行われる予定になっており、それを利用してスマートインターチェンジから国道139号、富士見バイパスを経由して、市街地へのお考えだと思ふ。

観光等でお越しになる方々のために、それ以外のルートの計画が必要だと考えるが、大明見下の水線を利用する考えはないか。

そこにつながる小見上暮地線は、すれ違いもままならない区間もあり、現状では難しいように思う。県が整備予定であるとも聞いているが、どのような状況になっているか。

又、その計画がない場合、市としてそれを整備する考えがあるか。

私は、観光振興の観点から、供用開始をスタートにして、いろいろな局面からの調査、研究、中長期的な計画作成が必要であると思

っているが、たとえば、中央道談合坂サービスエリアに供用開始が予定される時期には、スマートインターチェンジが明示されたロードマップを置くなど、ソフト、ハード、両面を考慮し

た計画作成ができる、富士山課のような専任部署を設置していくことも必要であると考えているが、いかがか。

●二回目の市長答弁

スマートインターチェンジ周辺地域の整備等については、農業振興地域となっており、既に面的整備を行っているところであり、この区域を農業振興地域から除外するためには、除外に伴って減少した面積を新たに確保する必要があることなど、様々な課題があり、また、国の農業振興政策という観点からも、この区域を農業振興地域から除外し、観光拠点として整備していくことは、非常に困難であると考えている。

次に、アクセス道路についてであるが、スマートインターチェンジから市街地に向かう道路については、現在、国道139号にアクセスする市道小見上暮地線の整備を計画しており、この路線が完成すると、スマートインターチェンジから国道139号、富士見バイパスを経由して、市街地へアクセスすることができ、交通の利便性が高まり、また、圏域内での車や人の流れが変わり、地域の活性化に繋がるものと考えている。

しかしながら、市道大明見下の水線についても、県道山中湖忍野富士吉田線にアクセスでき、沿線には明見湖公園等の観光施設もあ

ることから、本市を訪れる観光客の方々にとって、貴重なアクセス道路であると考えている。

この市道大明見下の水線と交差する市道小見上暮地線については、幅員が狭小なところもあり、山梨県が県道富士吉田西桂線として整備を行うと伺っている。

山梨県の整備予定については、小見上方面からはスマートインターチェンジへのアクセス道路として、工業団地入口からシチズン電子南側駐車場付近までの延長300m区間を、幅員10・75mで整備をする予定で、平成27年3月の供用開始を目標にしていると伺っている。

次に、専任部署の設置についてであるが、それは現時点では考えていない。

●三回目の質問

「道の駅 富士吉田」を中心としたエリアが好調に推移していることから、観光拠点を周辺地域、もしくはそれが期待できる地域に整備する事について質問をしたが、私の意とそぐわないご答弁であった。

農業振興地域の除外については、時間もかかり、困難であることも承知しているが、私が聞き及ぶ地権者の方々の希望でもあるので、今後の努力を期待している。

そこで、市長は、観光拠点を、その効果が期待できる他の地域に整備していくお考えがあるか、再度お伺

いする。

次に、専任部署の設置については、中日本高速道路株式会社からは供用開始の宣伝等、利用する方々への周知等がなされることとは思うが、やはり富士吉田市としても、独自のPRが必要だと考える。

供用開始をスタートと考え、それによる地域経済の活性化、観光振興が図れるよう専任部署の設置が不可欠だと考えるが、市長のお考えを、再度お伺いする。

●三回目の市長答弁

他の地域への観光拠点整備については、当該地域へのスマートインターチェンジや周辺道路の整備により、本市の北の玄関口が実現することから、市民の皆様はもとより、本市への来訪者にとっても利便性が飛躍的に向上することとなり、このことは、産業振興や観光振興等、本市の地域経済の活性化に繋がるものと確信している。

今後においては、総合的に検証しながら、本市の北の玄関口として相応しい在り方を見極めていきたい。

次に、専任部署の設置については、産業観光部及び本市観光施策の委託先である一般財団法人ふじよした観光振興サービスを中心に、適宜、宣伝等情報発信を行っていくので、その設置については、現時点においては考えていない。

●全文については、次期定例会(12月)より、富士吉田市議会図書館において閲覧できます。

市政一般質問 9月

小俣 光吉 議員



①防災対策について

●一回目の質問

「東日本大震災」が起きてから、早急な防災計画の見直しについて、議会のたに同僚議員から質問がなされたが、私も平成23年12月議会において質問を行った一人である。

「災害は忘れたころにやってくる」という言葉は、過去のものとなり、今後30年以内にマグニチュード8クラスの大型の地震の起こる可能性は、東海地震が87%・東南海地震が60%・南海地震が50%といわれ、いつ大きな地震が起こるかわからない状況である中で、ようやく今年の6月議会直前に防災計画の見直しが行

われた。

日頃、市長は市民が安心して暮らせる街づくりを謳っており、市民の生命・財産を守ることが行政の第一義の仕事であると論ぜられているが、私も市長と考えを害にしている。その市長の下で1年以上を労して創り上げた計画であるので、富士吉田市のしっかりした指針となりうる計画として本市の実情に合った市民に解りやすい、行動しやすい防災計画を期待していた。

今回は大きな項目として7つの見直しが行われ、7月号の広報と共にチラシによって市民に報告された。内容の詳細については8月号以降で知らせることであるが、市民が実際の行動をとるうえで心配している項目について質問する。

まず、一点目として大規模な災害などが発生した場合の長期的な避難生活を行う2次避難所への避難経路についてである。

避難経路については、市民に対してどのように知らしめていくのか、市民の皆様が避難すべき動線や日常生活における防災対策など、

具体的な行動マニュアルについては、広報やパンフレット、自主防災会での出前講座や防災講演会などを通じて周知していくとのことであったが、どのように周知したのか、また、出前講座・講演会をどの程度開いたのか。

二点目は、業務継続体制の確立についてである。大規模な地震災害が発生した際、地方公共団体は、災害応急対策活動及び災害からの復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことは当然であるが、災害時であっても継続しなければならぬ業務を抱えていると思う。

そのためには、我市においても業務が適切に継続できる体制を整えることが重要であり、業務継続に必要な事項・手法等を取りまとめる必要があると考え、市長はどのようにお考えなのか。

●一回目の市長答弁

市内14箇所の2次避難所への避難経路については、まず、自分の身を守るために各自治会・自主防災会が指定した最寄りの一時集合場所や市が指定した一次避難場所へ集合し、安否確認を行い、必要に応じて、市内14箇所の2次避難所へ避難する仕組みとなっており、各自治会・自主防災会による平素からの防災訓練を通じて、周知と情報共有を図っている。

立についてであるが、大規模災害の発生の際には、災害応急活動の実施主体として、行政は、重要な役割を担うとともに、重大な影響を及ぼすおそれのある重要な業務を継続して行うことが求められる。

税務、住民基本台帳、福祉などの基幹系のシステムについては、データの保管はデータセンターを利用することにより、災害時においても、速やかに業務を行える体制を整備している。

●企画総務部長答弁

行動マニュアルの周知については、これまでにも災害に対する備えを強化するため、「わが家の防災チェックブック」を全戸配布し、自助・共助の重要性についても併せて啓発を行ってきた。

また、市役所の受付及び安全対策課窓口等にも、防災関係のパンフレットを備え、周知を行っている。

さらに、本年3月に開催した防災講演会では、東日本大震災の被災地においてボランティア活動を行われたNPO法人災害・防災ボランティア未来会の山下博史先生を講師に招き、被災地の凄惨な状況等について映像を取り入れながら災害現場の生の情報を発信した。また、各自治会・自主防災会への出前講座の中でも、具体的な避難要領、家庭・個人で備えるべき備品や、心構えについて周知を図ると

ともに、広報紙・市ホームページでも周知を図っている。次に、出前講座等の開催回数についてであるが、出前講座、平成24年4月以降8月末現在で12回実施しており、9月以降も4回予定している。

また、講演会については本年3月に防災講演会を開催したところである。

るので続けていただきたいと思うが、私が質問していることもまた、重要なことである。

今現在、どの橋が耐震化されているのか、また、どこが危険なのか、避難経路がわからない市民は、危機が到来したとき、どこをどのように通って避難すれば良いのか。無情にも、自助努力しろと言われるのか。

●二回目の質問

避難経路については、各自治会・自主防災会による平素からの防災訓練を通じて、周知と情報共有を図っているとのことだが、富士吉田市は大きな川や堀によって10以上の地区に分かれ、50以上の橋によって地域が繋がっている。日頃から維持管理の責任を果たしている富士吉田市であるから当然存じであるが、耐震化は全て終わっているというところなのか。市民にその情報を何時周知したのか。また、市内の危険物の取り扱いをしている事業所、店などの把握をされているのか。

次に業務継続体制の確立についてであるが、データセンターを利用することにより、速やかな業務を行える。また、先進自治体の状況を確認する中で、調査・研究していきたいとの答弁であるが、私の調べでは、内閣府政策統括官より、都道府県知事宛に「地震災害時における地方公共団体の業務継続の手引き」とその解説について、通知があり、山梨県から市町村に周知されたはずだが、富士吉田市に通知はなかったのか、防災計画に取り入れるか、新たに業務継続計画を作成するか検討する間もなかったのか。

行政の仕事とは、第一に、市民の生命・財産を守ることであるから、最高責任者である市長は当然、存じであると思う。しかし、それらは何時市民に周知されたのか。私の知る限り一度もない。情報をもっている市民は皆無に等しいと思う。これらの情報を網羅した防災マップあるいは行動マニュアルはあるのか。現在行っている対策も重要である。

業務継続体制の確立には事務所も必要である。少なくとも市庁舎が災害を被った場合の仮庁舎等の検討は行われているはずである。併せてご答弁を求める。

●二回目の市長答弁

橋梁の耐震化についてであるが、市内の橋梁については、平成23年度に耐震を含めた老朽化の調査を行ったところであり、11の橋梁については、安全性が確認されている。耐震化が必要な橋梁については、現在策定している「橋梁長寿命化計画」に基づき耐震化を図るとともに、これらの情報について、進捗状況と併せて周知していく。

次に、危険物の取り扱い、事業所等についてであるが、危険物については、富士五湖消防本部及び富士吉田消防署が所管しており、災害時の対応についても、富士五湖消防本部及び富士吉田消防署が指導している。

次に、防災マップ・行動マニュアルについてであるが、ご指摘の危険箇所等の情報を網羅した防災マップはないが、市民の皆様は災害に対する備えを強化するため、「わが家の防災チェックブック」、一次避難所、二次避難所等を掲載した防災関連施設マップ及び防災避難マップなどの防災関係パンフレットにより周知を行っているところである。

次に、避難経路の周知についてであるが、防災対策においては、自助・共助・公助の役割分担が重要であり、避難経路については、各自治会・自主防災会において確認することが必要であると考えている。その上で、行政としては、出前講座などを通じ、各自治会・

自主防災会に対して自助・共助の強化体制のお願いするとともに、日頃からの避難訓練の実施など避難体制の確立等について支援しているところである。

次に、業務継続体制の確立についてであるが、地域防災計画は、地方公共団体が防災時または事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画であり、一方業務継続計画は、防災時の限られた必要資源を基に、重大な影響を及ぼすおそれのある重要な業務を継続して実施できるようにするための計画であると認識している。

現状においては、業務継続計画として取りまとめた計画書は策定していないが、データセンターにおけるデータの保管など、業務継続のための様々な取組みを行っている。

今後においても、維持すべき業務、優先すべき業務等の洗い出しなど、引き続き、災害時においても業務を継続できる体制づくりに努めていきたい。

次に、仮庁舎の検討についてであるが、庁舎の損壊等により本部としての機能を保てない場合については、富士吉田市民会館・環境美化センターの順に本部を設置することとなっている。

●三回目の質問

の答弁であったが、それでは私の申し上げている事柄に対しての答弁とはなっていない。私は危険箇所の情報が乏しいと申し上げているのである。

橋梁については、大きなモノだけでも50以上あり、小さなモノを入れると、200近くにのぼる。それだけ多くの橋のうち、11力所の安全性が確認されているだけだとすれば、それが市民の生命財産を守る富士吉田市政のあるべき姿なのか。

危険物においては、富士五湖消防本部等が指導しているとのことであるが、消防法上の危険物以外にも危険物はあるわけである。防災対策として、これらの情報をしっかりと把握し、防災マップ・行動マニュアル等を作成し、市民に周知して頂きたいということである。

自助努力が必要だと答弁であるが、市長と私は、危険情報に対する認識の格差を大きく感じているところである。私が訴えていることは、市民ひとり一人が、生命を守るだけの情報と具体的な方法を知らせる義務が、市民の負託を受けた行政の最高責任者たる市長にはあるということである。

自助・共助・公助の考え方にしても、その考え方を市民が知らず、富士吉田市の担当者が知っているだけでは、果たして、その考え方のそのものが意味をなすのか。もう一度お聞かせ願いたい。このような情報や具体的な方法を市民に周知し

ていく考えはあるか。

次に、業務継続体制の確立についてであるが、庁舎の損壊等による仮庁舎を、市民会館・環境美化センターの順に設置とのことであるが、私の調べでは、近隣の橋は、安全性が確認されていないと思う。そのような場所において業務の継続が行えるのか。

市民会館・環境美化センター共にガラスの多い建物である。震度6強クラスの大型地震でも大丈夫なのか。業者任せの数値ではなく、第三者において、実際に安全確認が行える方法論で答え頂きたい。富士山噴火時の空振など心配されるが大丈夫なのか。

●三回目の市長答弁

橋梁の安全性についてであるが、橋梁の安全確認については、昨年度より予備的な点検から調査を始めています。この中で、確実に安全性が確認出来ている橋梁は、11の橋梁である。多くの橋梁については、基礎の構造から耐震性に問題はなく安全であると確信している。

さらなる安全性の確保のため、今年度も引き続き計画的に調査等を行っていく。

次に、防災対策の周知についてであるが、危険箇所等の情報を網羅した防災マップはないが、市民の皆様は災害に対する備えを強化するため、現在、啓蒙パンフレット、ホームページ、出前講座等で周知を行っている。今後においても、消防署等

の関係機関等と密な連携を図る中で、情報の内容、影響等を十分勘案し、市民の皆様は周知していきたい。

昨年の東日本大震災は、これまでに経験したことのない未曾有の自然災害であり、行政のみの対応では限界があることを痛感させられたが、この経験を踏まえ、私としても市民の安全安心を図るため、防災対策を最重点施策として取り組んでいる。

この大震災以降、自助・共助、公助の必要性、重要性を再認識させられ、本市においても、防災講演会、各自治会・自主防災会をはじめ、連合婦人会等の各種団体への出前講座で数多くの市民の皆様は自助・共助、公助の必要性・重要性を説明し、自主防災会の再構築等が行われているところであり、市民の皆様は自助・共助、公助を含めた防災意識は、私以上に高く、様々な機会でも市民の防災意識の向上を実感している。

したがって、災害発生時に被害を最小限に抑えるためには、自助、共助、公助それぞれが、災害対応力を高め、連携することが不可欠であるので、防災意識の啓蒙活動を行うとともに、今まで以上に、自助、共助、公助体制を強化し、防災体制の充実に努めていきたい。

次に、業務継続体制についてであるが、市民会館・環境美化センターにおける仮庁舎の設置については、両施設は、大規模地震に対

応するとともに、現行の耐震基準を満たした設計及び施工がされており、安全性が確認されている。さらに、市民会館については、飲料水等の防災備蓄品の保管、非常用発電、災害トイレ等を備えた、災害時の防災拠点施設として建設されたものである。

また、富士山噴火時の空振については、いまだ解明されていない部分が多く、国や他の関係機関において確固たる技術基準がないが、両施設については、現行の耐震基準を満たした防災対策に万全を期した建物である。

《質問を終えて》

今、市民はいつ来るかわからない災害に対して不安を抱いており、その不安を少しでも取り除くことが、行政の役割であると考えている。今回の私の質問に対して、十分な回答は頂けなかったが、少なくとも、200近くの橋梁と、災害時に仮庁舎とする市民会館・環境美化センターは、防災対策に万全を期した建物であるとの回答をいただき、少しだけ胸をなげおろすことはできた。

しかし、必要な情報は市民に提供し、危険箇所は、少しでも早く取り除く等の公助があり、そのうえでの自助・共助が、市民の生命財産を守ることにつながるので、市民に対して前向きに、情報の提供を含めた安全の確保をお願いするものである。

●全文については、次期定例会（十二月）より、市立図書館において閲覧できます。

議会の動き

― 常任委員会行政視察研修 ―

本市の課題や各種懸案事項について、見識を深め、研鑽を積むべく常任委員会の行政視察研修が実施され、先進地において担当者による研修を受け、さらに現地等を視察するなど、活発な議員の調査活動が行われました。

総務経済委員会

●実施日 10月30日～31日

●研修先 千葉県木更津市

●内容 アウトレット進出による商業への波及効果について



文教厚生委員会

●実施日 11月13日～14日

●研修先 埼玉県深谷市

●内容 保育園の民営化について



議会人事

●富士五湖広域行政事務組合
議会議員（補欠選挙）

前田厚子 議員

建設水道委員会

●実施日 10月17日～18日

●研修先 岐阜県各務原市

●内容 中山道鵜沼宿再生整備事業について



《編集委員会》

委員長	太田利政	
委員	奥脇和一	渡辺幸寿
	勝俣米治	渡辺貞治
	羽田幸寿	

議案の処理結果（9月定例会）

議案番号	件名	結果	内容
報告第10号	継続費精算報告書について	報告	平成23年度富士吉田市一般会計予算
報告第11号	継続費精算報告書について	報告	平成23年度富士吉田市大明見水道特別会計予算
報告第12号	健全化判断比率について	報告	平成23年度決算に基づく健全化判断比率について
報告第13号	資金不足比率について	報告	平成23年度決算に基づく下水道事業特別会計の資金不足比率について
報告第14号	資金不足比率について	報告	平成23年度決算に基づく大明見水道特別会計の資金不足比率について
報告第15号	資金不足比率について	報告	平成23年度決算に基づく市立病院事業会計の資金不足比率について
報告第16号	資金不足比率について	報告	平成23年度決算に基づく水道事業会計の資金不足比率について
議案第50号	平成23年度富士吉田市一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について	認定	一般会計及び下水道事業特別会計など7特別会計の決算を認定するもの
議案第51号	平成23年度富士吉田市立病院事業会計決算認定について	認定	事業収益69億1,825万5,715円、事業費用67億6,484万4,776円、資本的収入3億2,460万8,000円、同支出額4億1,044万2,429円の決算を認定するもの
議案第52号	平成23年度富士吉田市水道事業会計決算認定について	認定	事業収益5億4,588万989円、事業費用5億1,662万2,296円、資本的収入3億5,043万9,245円、同支出額5億5,528万4,111円の決算を認定するもの
議案第53号	富士吉田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	可決	人事院規則の一部改正に伴い、特別休暇のうち、骨髄提供休暇について、骨髄を提供する場合に加え、末梢血幹細胞を提供する場合にも休暇を取得できるようにするため、所要の改正を行うもの
議案第54号	富士吉田市税条例の一部改正について	可決	「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律」の施行に伴い、固定資産税の課税標準の特例割合を定めるため、所要の改正を行うもの
議案第55号	富士吉田市小口資金融資条例の一部改正について	可決	設備資金の融資限度額等の緩和を行い、より利用しやすい制度に見直すことに伴い、所要の改正を行うもの
議案第56号	富士吉田市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について	可決	山梨県ひとり親家庭医療費助成事業費補助金交付要綱の一部改正に伴い、対象者の所得制限について、年少扶養控除及び特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分の廃止に係る影響を生じさせないため、所要の改正を行うもの

10月2日	28日	27日	26日	21日 24日 25日	20日	18日	9月7日	日程	9月定例会 会期日程
○ 本会議 ○ 各委員長からの報告 ○ 議案の追加提案 ○ 各議案の採決 ○ 広域行政事務組合議会議員の補欠選挙 （閉会）	○ 建設水道委員会 ○ 付託議案の審査	○ 文教厚生委員会 ○ 付託議案の審査	○ 総務経済委員会 ○ 付託議案の審査	○ 決算特別委員会 ○ 付託議案の審査	○ 本会議 ○ 市政一般質問	○ 本会議 ○ 市政一般質問	○ 本会議 ○ 会期の決定 ○ 議案の提出と説明 ○ 議案の委員会付託 ○ 宮下豊議員に対する議員辞職勧告決議について （開会）	内容	

議案番号	件 名	結果	内 容
議案第57号	富士吉田市老人医療費助成金支給条例の廃止について	可決	山梨県単独老人医療費助成制度が廃止されることに伴い、68歳から69歳までの対象者に対する老人医療費の支給を行わないことから、この条例を廃止するもの
議案第58号	富士吉田市立病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	可決	現行の診療科目に歯科口腔外科を加えることに伴い、所要の改正を行うもの
議案第59号	富士吉田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について	可決	福島復興再生特別措置法の施行に伴い、避難指示区域に存する住宅に平成23年3月11日において居住していた者の入居資格の特例を定めるため、所要の改正を行うもの
議案第60号	市道の廃止について	可決	児童の安全を確保するため、従前の富士小学校線を廃止するもの
議案第61号	市道の認定について	可決	従前の富士小学校線に替え、富士小学校1号線及び富士小学校2号線を市道認定するもの
議案第62号	住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法について	可決	富士吉田市住居表示整備事業第11期計画の実施に伴い、今回、下吉田、上吉田、大明見及び新倉の一部地域について、「街区方式」の方法により住居表示を実施しようとするものであり、住居表示に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決をお願いするもの
議案第63号	山梨県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	可決	同連合規約を変更することに係る地方自治法第291条の3第3項の規定による協議について、同法第291条の11の規定により議会の議決をお願いするもの
議案第64号	平成24年度富士吉田市一般会計補正予算(第3号)	可決	歳入歳出にそれぞれ1億6,269万2千円を追加し、総額を186億6,175万4千円とするもの(歳出では企業立地促進事業費9,638万6千円、防災対策事業費4,791万8千円等を増額)
議案第65号	平成24年度富士吉田市立病院事業会計補正予算(第1号)	可決	資本的支出につきまして、2,200万円を増額し、総額を3億8,726万円とするもの
議案第66号	宮下豊議員に対する議員辞職勧告決議について	可決	富士吉田市議会として、宮下豊議員に対する市議会議員の職を辞することを勧告するもの
議案第67号	財産の取得について	可決	富士吉田市消防団第5分団及び第18分団の消防ポンプ自動車の老朽化に伴い、消防ポンプ自動車2台について、契約金額37,716,000円で取得しようとするもの
選挙第5号	富士五湖広域行政事務組合議会議員の補欠選挙について	選挙	指名推薦により前田厚子議員が当選

年4回/15,000部市内全域配布

ふじよしだ議会だより 企業広告大募集!

※詳しくは、議会事務局までお問い合わせください。

富士吉田市役所 議会事務局
☎0555-22-0612(直通)

ハイランドリゾート ホテル&スパ

CHRISTMAS CAKE 2012

温かい笑顔、幸せを込めて「Beige Christmas」
調えて、特別なクリスマスをお過ごしください。

ご予約受付期間	～2012年12月10日
お渡し日	～2012年12月20日
お渡し場所	1F Angelo Hotel

お申し込み・お問い合わせ
電話またはFAXにてお申し込みください。
tel.0555-22-1000 fax.0555-22-3115

詳しくはWebからご覧いただけます。
ハイランドリゾート ホテル&スパ

◆お申し込みの手続きはこちら◆
■ご予約受付期間：12月20日(木) 18:00～ tel.0555-22-1181

有
料
広
告